

日高川水系河川整備計画(原案)に対するご意見と県の考え方について

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	10年程前に、日高川では20年に一度の洪水を想定し、若野堰下流で2,000m ³ /sとした河川整備計画を検討していると県から説明があったが、平成23年9月の洪水(4,000m ³ /s)を経験したにも関わらず、河川整備計画(原案)では3,100m ³ /sとなっているが、変更の根拠を教えてください。	日高川では、将来的には、既往最大洪水(昭和28年7月洪水、平成23年9月台風12号洪水)と同規模の洪水を安全に流下させることを目標としますが、相当の長期間が必要となることから、早期に一定の整備効果を発現させるための段階的な整備として、既往最大洪水の次に大きな被害をもたらした平成15年8月台風第10号と同規模の洪水に対して、家屋浸水被害を解消することを目指しています。 なお、若野堰下流の和佐地点で3,100m ³ /sとした河川整備計画(原案)の計画規模は、概ね年超過確率1/20に相当します。
2	河川整備計画(原案)では堤防整備や河道断面の確保等に重点が置かれているのは当然の事と思うが、樺山ダムの上流に3,000m ³ /s(下流の松瀬地区の危険水位を考慮)の放流能力を有し、3,000m ³ /sを超える流量を溜める遊水ダムの設置を検討してほしい。	日高川水系河川整備計画(原案)では、平成15年8月台風第10号と同規模の洪水に対して、家屋浸水被害を解消することを目指しており、遊水ダムを新たに設置するより、現有の樺山ダムの洪水調節能力を活用して河道整備を行う方が費用等の観点で有利なことから、河道整備を行うこととしています。
3	今年9月の鬼怒川の堤防決壊映像をみると、土だけの堤防は弱いと強く思った。御坊市野口の日高川の堤防は、水位が上面まで上昇しても決壊しないのかもしくは、鬼怒川の堤防が特別に弱いから決壊したのか。	堤防を盛土により築造することとされているのは、材料の取得が容易であり、構造物としての劣化現象が起きにくいこと、連続した長大構造物であり不同沈下が起きやすいが、この修復が容易であること等の理由によるものです。 鬼怒川の堤防が決壊した原因は、主に越水によるものと考えられていますが、越水しても決壊しない堤防とすることは、現状では技術的に困難であると言われています。

日高川水系河川整備計画(原案)に対するご意見と県の考え方について

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
4	西川は河川勾配が緩やかで河口から4km程度までは干満の影響を受ける感潮河川であるような河川で、河床掘削を実施しても流下能力は向上するのか。	感潮区間においても河川の洪水位が高いことから、洪水は河道内を押し水により流下します。このため、感潮区間においても河床掘削することにより流下断面積が大きくなれば、流下能力が向上します。 なお、河川計画は、潮位を考慮して検討しています。
5	西川の御倉橋から志賀川合流点までの左岸側は無堤区間であり、一部住宅地の敷地高より右岸堤防高が高い状況であるので、右岸堤防を改良できないのか。 西川と志賀川の合流点より下流部は河川断面が極端に狭く、過去に何回か越水したことがある。河川整備の基本は下流からとは聞くが、何十年も先になるので局所的にでも河川を拡幅できないのか。	西川の入山地区については、左岸側からの溢水による浸水被害が発生していることから、河川整備計画(原案)では西川の下川合流点から志賀川合流点までの4.80kmについて、計画的に河川工事を実施する区間に位置付けており、堤防の整備、河道掘削、護岸工により河川整備を行います。 なお、河川整備は下流から上流へ行うことが基本ですが、必要に応じて、上下流のバランスを考慮しながら、河床掘削や障害物の除去等の局所的な流下阻害対策を行います。
6	和田川は西川の支川だが県管理ではないのか。 和田川一帯は和田不毛と呼ばれ、30ミリも降れば道路や農地が冠水し、住家等が孤立状態となっている。 今回の整備計画の中では和田川について触れられていないので、抜本的な対策を検討していただきたい。	西川に流れ込む和田川は、西川合流点から2,140m区間が二級河川に指定されている県管理河川です。 和田川の浸水被害は、洪水時に西川の水位が高くなると和田川の水が西川に流れ込みにくくなることから、西川を河道掘削し、西川の水位を下げることで和田川の浸水被害が軽減されると考えています。 なお、和田川の内水被害のさらなる軽減については、関係機関と検討していきます。

日高川水系河川整備計画(原案)に対するご意見と県の考え方について

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
7	今年7月の洪水により浸水被害を受けた江川は、被害の状況等を調査のうえ具体的な整備内容を検討することのことだが、近年では平成23年、25年、26年と頻繁に浸水被害が発生していることから、河川整備計画に位置付けのうえ、早急に河川改修を行って欲しい。	平成27年7月台風第11号洪水により浸水被害を受けた江川については、被害の状況等を踏まえて、日高川合流点から上流4.9kmについて、計画的に河川工事を実施する区間として位置付けし、堤防の整備、河道掘削及び護岸工により河川整備を行うこととしました。
8	今年7月の台風第11号の出水により浸水被害を受けた御坊市の日高川ふれあい水辺公園・藤井多目的グラウンド(日高川高水敷)の災害復旧工事については、河床整備など県への働きかけ強化を条件に御坊市議会で可決されたが、平成9年の公園の供用以降14年間浸水被害がなかったが、平成23年の水害以降隔年に浸水被害にあっていることから、御坊市野口から河口までの区間の日高川河床・河原の石、土砂の浚渫、撤去し抜本的な解決を図って欲しい。	ご意見の箇所は、現状では流下能力が確保されていることから、抜本的な対策は位置付けていません。 今後、治水上著しい支障が生じるような土砂堆積が確認された場合は、維持浚渫等による流下阻害対策を行い、洪水時に河川の疎通機能を十分に発揮できるよう河道断面の維持に努めます。
9	日高川の若野地区の改修と江川の合流の影響により、下流の野口地区の川の流れが下流側に変化している。また、高速道路の4車線化で橋脚が増えると、川の流れを妨げられ、水面が上昇すると考えられるので、防災センターから小熊大橋までの野口側堤防の法面をコンクリート張りして欲しい。	河川堤防は、計画高水位まで水位が上昇しても、安全に流下させるように堤防形状を決定しています。 なおご意見をいただいた区間については、必要な護岸は整備されています。

日高川水系河川整備計画(原案)に対するご意見と県の考え方について

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
10	低水護岸は、洪水時に堤防の裾野を保護し、決壊を防止する働きがあり、日高川のキャンプ場、ゲートボール場には低水護岸は整備されているが、他の箇所は整備されていない。日高川ふれあい水辺公園のキャンプ場からせせらぎ公園・ゴルフ場・新野口橋までの区間の低水護岸を整備して欲しい。	低水護岸は、本体堤防が決壊しないよう必要に応じて整備を行っており、本堤が、洪水に対して所要の機能が発揮されるよう、平常時の巡視や点検時に施設の損傷、機能不具合等の確認に努め、機能の低下を防止するための対策を行うこととしています。
11	平成23年台風第12号による出水により、自宅前の日高川護岸が浸食され、その後の出水により宅地の浸食が進行している状況であり、家屋に影響を与える恐れがあるため、自宅前の護岸を修繕してほしい。	護岸等の河川管理施設については、洪水に対して所要の機能が発揮されるよう、機能の低下を防止するための修繕等の対策を行うこととしております。ご意見のあった箇所については、現地状況を把握し、今後浸食が進むようであれば、適切に対応します。
12	樺山ダムからの放流が1,000m ³ /sを超えると、毎年のように日高川の護岸(土羽護岸)が浸食され自主的に復旧している状況なので、護岸整備を行ってほしい。	ご意見のあった箇所は、農林水産省の災害復旧事業にて対応していると伺っております。

日高川水系河川整備計画(原案)に対するご意見と県の考え方について

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
13	<p>避難準備や避難開始するための判断水位を地域住民に分かりやすくするために、各河川の要所に、橋梁の橋脚等に水位表示をしてほしい。</p>	<p>日高川本川の避難等を判断する水位を設定している基準地点付近の3箇所において、水位表示を行っています。</p>  <p>水位表示(日高川 松瀬橋)</p>
14	<p>天然の鮎が遡上できるように椿山ダムに魚道を設置してほしい。</p>	<p>魚類の降下・遡上のために、河川の縦断方向の連続性を確保する観点から、魚道の設置の重要性は認識しています。</p> <p>しかしながら、椿山ダムはダム堤高が56.5mの多目的ダムであり、ダム堤体下流から上流への通路を用意する必要があること、魚道に流す水量を確保するなど様々な課題があり、現時点では設置は困難と考えています。</p>
15	<p>旧中津村地区では約1,000町歩(1,000ha)の人工林がある。植樹から60年以上の原木となっているが伐採等の森林整備がされていないことから、10年後には腐敗し土石流が多発する可能性があるのではないか。</p>	<p>流域の森林が適正に保全されるように、関係自治体、住民をはじめとする多様な主体が行う森林保全に向けた取組等と連携を図る必要があると考えています。</p>

日高川水系河川整備計画(原案)に対するご意見と県の考え方について

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
16	日高川の河床は1m上昇しており、川原には砂利の堆積が多い。この川原の砂利を河川法にとらわれずに活用する方法を考えては良いのではないか。	平成23年9月の台風第12号の洪水を契機として、昭和61年から樺山ダムより下流域を原則禁止していた河川における砂利の一般採取の採取区域を、日高川河口からに拡大する許可方針の変更を平成25年4月に行い、河川砂利が活用できる取組を行っています。
17	日高川の樺山ダムの発電利益を、下流河川のために、例えば高台移転のための避難場所整備や浚渫費用として、還元できないのか。	河川整備に関する意見ではないため、回答は困難です。